

# ご協力ください 引越しごみの処理

ごみステーションに出すときは  
少量に分けて

引越しなどで多量のごみを一度に出すと、ごみステーションからごみがあふれ、近所に迷惑がかりますので、少量に分けて出してください。

一度にごみステーションに出せるごみの量は、4人世帯でおむね120ℓまでです。

## ○危険ごみを処理する場合は

危険ごみの収集日にごみステーションに出してください。

## 一度に処理したい場合は クリーンセンターへ自己搬入

「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に分別し、環境クリーンセンター（八幡122 ☎391-0422）に搬入してください。（※処理手数料は10kgにつき120円です）

- 市内の家庭から出たごみに限ります
- 危険ごみは持ち込めません
- 指定ごみ袋やごみ処理券、大型ごみ処理シールは使えません
- 袋を使う場合は、中身の見える袋に入れてください
- 市内在住が確認できるもの（免許証など）が必要です

○ご自分で持ち込めない場合は江別リサイクル事業協同組合（☎385-7124）に依頼してください（有料）。

受入日時：月～土曜日の9時～12時、13時～16時

休日：日曜日、1/1～1/3

処理手数料：10kgにつき120円（10/1から10kgにつき150円になります）



水銀を含む温度計・体温計、乾電池、ライター、スプレー、ガスカセット缶、小型充電式電池は品目ごとに透明な袋に入れてください。

※蛍光管は、購入時の箱に入れたか、新聞紙などで包んでください

## ○資源物を処理する場合は

資源物は、品目ごとに中身の確認が簡単にできる袋（透明または半透明）に入れて出してください。



ごみの出し方が「分別の手引き」で確認をしてわからないときは、ごみの出し方相談ダイヤル（☎384-5600）にお問い合わせください。詳細はQRコードから



【詳細】廃棄物対策課  
指導係 ☎383-4217



## 事前にご連絡を ごみステーションの設置

ごみステーションは10戸前後で利用することを基準としています。設置や移動をする場合は、近隣の皆さんで話し合った後に「市と協議」が必要です。交通安全や生活環境上、設置できない場所がありますので、必ず事前にご連絡ください。特に「ごみボックス」の設置をお考えの方は、購入の前に必ずご相談ください。

4戸以上のアパート、マンションなどの共同住宅には、その敷地内に専用のごみステーションを設置することが義務付けられています。設置場所や容量などについては事前に相談、地域自治会への説明をお願いします。

共同住宅専用ごみステーションは入居者用です。承諾を得ている場合を除き、入居者以外は使用できません。

【詳細】廃棄物対策課指導係 ☎383-4217



## 学習机・スキーなど リユースに ご協力ください

大型ごみとして出される学習机・スキー・スノーボードの中で、まだ使えるものをWebサイト「地域の掲示板ジモティー」を活用して必要な方にお渡すため、提供品を集めています。ごみを出す方から了解を得たもののみリユースしますので、ご協力いただける方は、大型ごみ処理シールに「リ」と書いて出してください。

※リユース品として提供いただく場合も、ごみ処理手数料はかかります

【詳細】廃棄物対策課  
減量推進係 ☎383-4211



# 守れていますか？ ペットの飼育マナー

## マナーを守って

散歩中や外飼いの犬は鎖やリードでつなぎ、周囲の人や犬自身の安全を確保しなければなりません。散歩の際は必ず2m以内のリードを付けましょう。

また、ふん尿の処理は飼い主が責任を持ち行ってください。自宅でトイレを済ませてから散歩することを心掛け、公共の場所や他人の家の前では排せつさせないようにしましょう。

飼育マナーを守って、人も動物も暮らしやすい環境作りを心掛けましょう。

## 放浪犬は捕獲します

市内で放れている犬は保護します。犬が逃げ出さないように、首輪やつないでいる鎖などを点検し、首輪には鑑札や名札をつけてください。

## 猫の飼育は室内で

病気の感染や不慮の事故を防ぐため、猫は室内で飼育しましょう。

また、野良猫にエサを与え続けることは飼い主と同じ責任を負うこととなります。飼い主になれないのなら、無責任なエサやりはやめましょう。

【詳細】 市民生活課  
生活衛生係

☎ 381-1094

市ホームページはQRコードから



## 犬を飼ったら登録を！

新しく犬を飼ったときや他市町村から犬を連れて転入してきたときは登録が必要です。

### ●新しく犬を飼うとき

対象：生後91日以上の子犬  
登録手数料：3,000円  
登録場所：市民生活課（市役所本庁舎西棟2階）、市内動物病院

### ●転入してきたとき

届出場所：市民生活課  
必要なもの：他市町村での登録が確認できるもの

## 義務です！ 狂犬病予防注射



1年に1回の予防注射が義務付けられています。動物病院で必ず予防注射を受けさせましょう。

市外の動物病院で予防注射を受けた場合は、市民生活課か市内動物病院で注射済票を受けてください。

## 野生動物との接し方Q&A

【詳細】 環境課環境保全係（自然環境担当） ☎ 381-1046

### Q1 弱った鳥を見つけたときは？

ケガや病気で弱っていても、それを捕食して命をつなぐ動物もおり、自然の営みの一部なので、そっとしておいてください。

### Q2 野生動物に餌をやっても良いですか？

法律で規制されていませんが、餌付けに頼るようになると、野生動物が自然の中で生きる力を維持するのが難しくなります。

また、餌付けによってたくさんの鳥などが集まると、感染症リスクを高めたり、周囲に糞害が発生するおそれもあるため、好ましくありません。



### Q3 近所にカラスやキツネが出没するので駆除してほしい

カラスもキツネも法律により保護されている野生動物で、人間の都合で駆除することは厳しく制限されています。

カラスやキツネは、ごみステーションや家庭菜園を荒らして生ごみの味を覚えたりすると、頻繁に市街地に出没するようになり、人間との軋轢が増えますが、市街地ではワナや銃が使えないため、駆除する手段もありません。

野生動物との軋轢を減らすためには、ごみステーションや家庭菜園、屋外で飼うペットの餌場など、野生動物が寄り付く原因となる場所の管理を徹底しましょう。

